

証券投資信託約款変更のお知らせ

以下の追加型証券投資信託につきまして、投資信託約款を変更(約款変更)することについて、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を実施いたしますのでお知らせいたします。

1. 対象となる証券投資信託の名称

マスターズ・マルチアセット・ファンド(安定型)

マスターズ・マルチアセット・ファンド(バランス型)

マスターズ・マルチアセット・ファンド(積極型)

(以下、それぞれを<安定型>、<バランス型>、<積極型>、または総称して「各ファンド」といいます。)

2. 約款変更の内容

(1)運用戦略の改善に伴う運用方針等の変更

新たな運用戦略を反映するよう投資態度を一部変更いたします。また現状の投資対象、投資態度において、主要投資対象を投資信託証券としておりますが、株価指数先物取引、債券先物取引、オプション取引等のデリバティブ取引を主要投資対象に加え直接投資することを可能とする変更を行うことで、より機動的な資産配分の変更をめざしてまいります。

なお、公募のファンド・オブ・ファンズは、一般社団法人資産運用業協会規則において投資対象に制限が設けられているため、主要投資対象の変更に伴い、各ファンドのスキームをファンド・オブ・ファンズ方式からファミリーファンド方式に変更し、投資制限やその他の箇所にも所要の変更を行います。

(2)各ファンドの商品性の明確化を目的とした変更

<積極型>:目標とする基準価額の変動リスク水準の変更

各ファンドは、目標とする基準価額の変動リスク水準を、それぞれ<安定型>は5%、<バランス型>は8%、<積極型>は11%としておりましたが、各ファンドのポートフォリオ特性が明確となるよう<積極型>の目標リスク水準を14%に変更いたします。

なお、上記(1)および(2)の約款変更が適用となる場合、以下の約款変更も合わせて行う予定です。以下の変更は書面決議の対象となる約款変更ではありません。

・<安定型>、<バランス型>の信託報酬率の引き下げを実施いたします。

	新	旧
<安定型>	年率 <u>0.99%</u> (税抜 <u>0.90%</u>)	年率 <u>1.43%</u> (税抜 <u>1.30%</u>)
<バランス型>	年率 <u>1.21%</u> (税抜 <u>1.10%</u>)	
<積極型>	変更なし	

3. 約款変更の理由

(1)運用戦略の改善に伴う運用方針等の変更

各ファンドは、2024年7月22日に設定し、信託財産の成長を図ることを目的として、主に投資信託証券への投資を通じて世界の様々な資産に分散投資する運用を行ってまいりました。その一方で、ファンドの品質向上に取り組み、今般運用戦略の改善を行うことといたしました。従来のプロセスは、運用モデルにより判断される景気局面等に基づき決定した基本資産配分をベースに、定性判断を加えてポートフォリオを構築しておりましたが、今般の改善による新たなプロセスでは、運用モデルにより判定される市場の安定度合いとその確率に定性判断も加えたうえでポートフォリオを構築いたします。弊社としては、この新たな運用戦略をファンドに採り入れることで、各ファンドの品質を向上させ、より高い付加価値のご提供ができると考えており、運用方針等を対象とする重大な約款変更をご提案することといたしました。

(2)各ファンドの商品性の明確化を目的とした変更

目標とする基準価額の変動リスク水準を変更することで、各ファンドの商品性を明確化させ、より投資家の皆さまのニーズに適したファンド選択の機会を提供することをめざします。当該変更および(1)の運用戦略の変更により、<積極型>のポートフォリオは実質的に株式の比重が高くなる傾向、<安定型>のポートフォリオは実質的に債券の比重が高くなる傾向となることを想定しており、各ファンド間のポートフォリオ特性の違いが明確になることをめざして重大な約款変更を行うものです。また、各ファンドの目標リスク水準に応じた信託報酬体系となるよう、信託報酬の変更を行うものです。

4. 約款変更までの日程について

- ・受益者および受益権口数の確定日 : 2026年4月2日
- ・書面による議決権行使期限 : 2026年4月30日まで
- ・書面決議の日 : 2026年5月1日
- ・約款変更適用日(予定) : 2026年5月21日

5. 書面決議の手続きについて

各ファンドの約款変更に関する手続きは、2026年4月2日現在の受益者に対して、書面決議にて賛否を問う方法により行います。

本決議は、各ファンドの議案に議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上の賛成をもって可決されます。その場合、約款変更の届出を行い、2026年5月21日より適用します。

なお、各ファンドは、議決権の行使期間中および書面決議後も、通常どおり一部解約のお申し込みを受付けることにより公正な価格が一部解約金として受益者に支払われます。そのため、本議案に反対された受益者が、各ファンドの受託会社に対し、受益権の買取請求を行うことはできません。

<ご留意事項>

いずれかのファンドにおいて、書面決議において否決された場合(賛成が3分の2未満であった場合)には、当該ファンドの約款変更を行わず、可決されたファンドのみ約款変更を行います。

以上

2026年4月2日
東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
アセットマネジメント One 株式会社